

法律改正に伴うマンション管理適正化推進計画の作成及び管理計画認定制度の実施について

1. 計画作成の目的と根拠（図1の①）

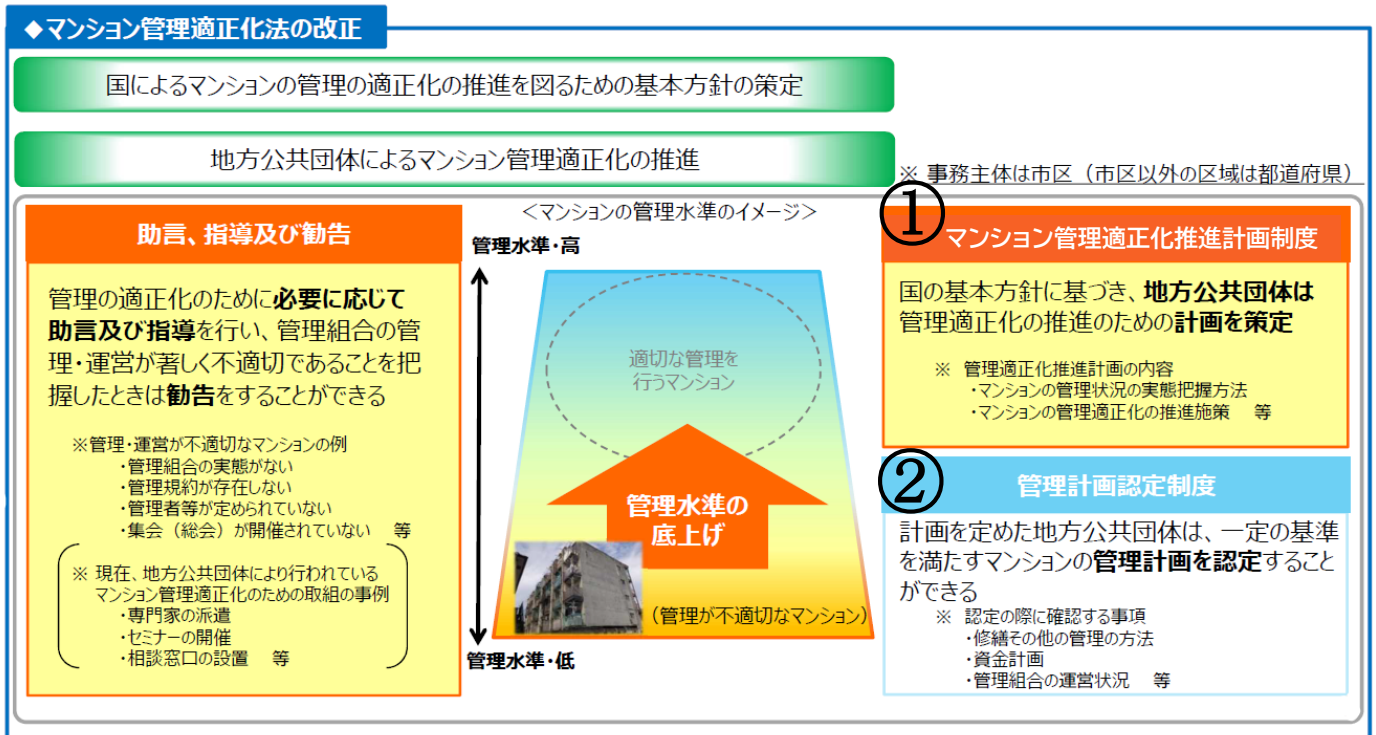
地方自治体の役割の強化によってマンションの適正化の推進を図ることを目的の一つとして、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」（以下「マンション管理適正化法」という。）が改正された。

法改正により国は「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」を定め、板橋区においてもマンション管理の適正化の推進を図るための施策や指針等を定める「板橋区マンション管理適正化推進計画」を作成する。

計画の作成に際し、国が示す「マンション管理適正化推進計画」として定めるべき項目及び内容については、国の施策に先行して板橋区が平成30年7月に施行した「東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例」及び同規則において網羅されており、既に必要な施策を実施していることから、国土交通省と協議し、既存の条例及び規則等に規定する内容を板橋区の計画として位置づけるものとする。

【計画は別紙1、計画に定める指針は別紙2のとおり】

図1



2. マンション管理計画認定制度の実施 (図1の②)

マンション管理適正化法第5条の4の規定に基づき、板橋区マンション管理適正化推進計画及び板橋区マンション管理適正化指針により、マンションの管理計画認定制度を実施する。

管理計画認定制度は、マンションの管理組合が作成したマンションにおける管理計画を板橋区に提出し、一定の基準を満たす場合、板橋区長による認定を受けることが可能となる制度である。

なお、認定はマンション管理適正化法に基づき、5年ごとに更新が必要となっている。

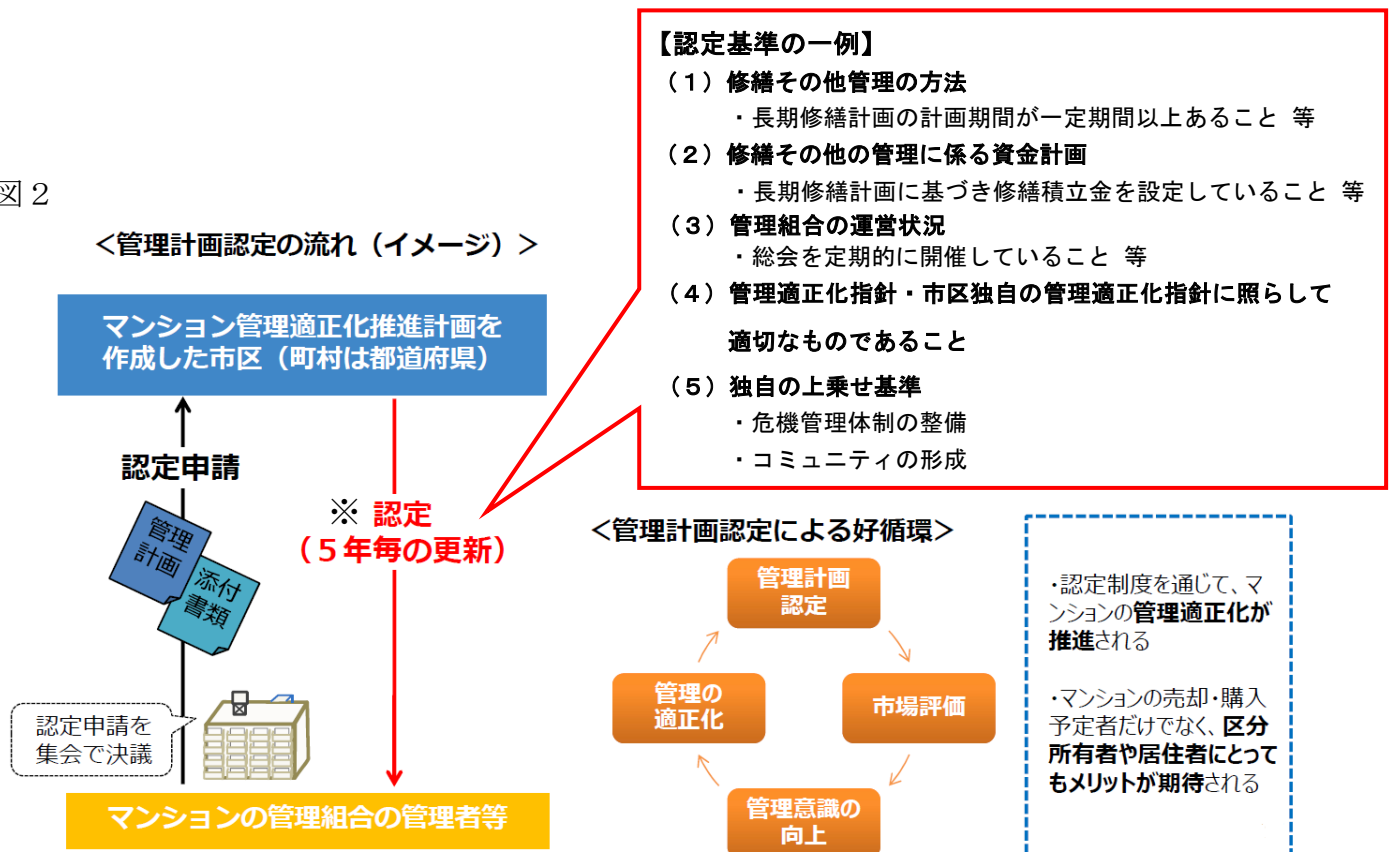
板橋区においては、国が示すマンション管理の適正化を示す基準に板橋区独自の基準として「東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例」に定める項目を付加する。(板橋区の独自基準は条例に示す危機管理体制の整備及びコミュニティの形成等)：図2

これらの基準に適合する管理計画を持つマンションに対して管理計画を認定し、マンション名等を国及び板橋区において公表する。(公表を希望しない場合は非公表とする)

これらにより、認定を受けたマンションに対して条例を遵守し、適正な管理を行っているマンションとして認定することにより、マンションの適正な管理を推進し、「ずっと住むなら、板橋区」を実現していく。

【認定基準は別紙3のとおり】

図 2



※認定申請にあたっては申請手数料を徴収する。

・ 施行日

令和4年4月1日

板橋区マンション管理適正化推進計画

1 板橋区の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

板橋区では、「東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を定めており、条例第1条に基づき、マンションの管理等に関し必要な事項を定めることにより、マンションの適切な維持管理並びに居住者等間及び地域とのコミュニティの形成の推進を図り、安心安全な住環境づくりと良質な住まいの確保を促進していく。

2 板橋区の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために板橋区が講ずる措置に関する事項

条例第13条に基づき、管理状況届出制度を実施及び運用し、区内のマンションの管理状況等の把握を行う。また、条例第4条に基づき、マンションの適切な維持管理を推進するため、必要な調査を実施し、マンション施策の実効性を向上させていく。

3 板橋区の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

条例第4条に基づき、必要な施策を実施し、条例第14条に基づき、必要な支援を行うことで、マンションの管理の適正化の促進を図る。

また、法律に基づき、管理計画の認定事務を実施する。なお、必要に応じて、マンション管理適正化指針及び条例第26条に基づき、助言・指導等を行う。

4 板橋区の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（板橋区マンション管理適正化指針）に関する事項

板橋区のマンション管理適正化指針は、国のマンション管理適正化指針とともに、条例に基づき板橋区の区域内におけるマンションの管理組合がマンションの管理適正化に向けて留意が求められる事項を示すものである。また、同時に、本指針は、板橋区による管理組合の管理者等に対する必要な助言及び指導等の実施並びにマンションの管理計画認定制度における認定基準の一つであり、指針の内容は別紙に示すとおりとする。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

条例第4条に基づき、マンションの管理の適正化に資するため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講じる。

6 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

板橋区マンション管理適正化指針

板橋区マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、板橋区のマンションの適正な管理の推進と管理不全の発生を未然に防ぎ、安心安全な住環境づくりと良質な住まいの確保の促進を実現するため、必要な事項を示すものである。

また、板橋区が法第5条の2に基づき管理組合の管理者等に対して助言、指導等を行う場合の判断基準の目安及び法第5条の4に基づき管理計画を認定する際の基準を示すものである。

1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、板橋区における重要な居住形態の一つとなっており、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。

このようなマンションの重要性にかんがみ、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とする。

(1) マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり、管理組合は、マンションの区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが必要である。

特に、その経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされる必要がある。また、第三者に管理事務を委託する場合は、その内容を十分に検討して契約を締結する必要がある。

(2) 管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。

(3) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。

(4) マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1) 管理組合の運営

管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。

また、集会は、管理組合の最高意思決定機関である。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定にあたっては、事前に必要な資料を整備し、集会において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。

なお、総会等が開催されたときは、当該総会等の議長は、当該総会等の議事録を作成しなければならない。また、議事録を適正に取り扱う必要がある。

管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

(2) 管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切な規約の作成及び点検をし、必要に応じて、その改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。また、管理規約等を設定する際は、当該管理規約等に定期的な長期修繕計画の見直しに係る規定を設けるよう努めなければならない。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

(3) 共用部分の範囲及び管理費用の明確化

管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。

(4) 管理組合の経理

管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている必要がある。このため、管理費及び修繕積立金等について必要な費用を徴収するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。

また、管理組合の管理者等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、マンションの

区分所有者等の請求があった時は、これを速やかに開示することにより、経理の透明性を確保する必要がある。

(5) 検査等の適切な実施及び性能の確認等

管理組合の管理者等は、マンションについて、建築物及び設備に係る法定の検査又は点検（以下「検査等」という。）を実施するとともに、当該マンションを良好に維持管理するために必要な設備点検、清掃等を適切に実施する必要がある。

なお、居住者等は、検査等の実施に伴う専有部分及び専用部分の立入り等に協力することが重要である。

(6) 長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。

また、長期修繕計画の見直しに伴い、修繕費用の積立ての見直しを行うよう努めなければならない。

長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるように配慮することが重要である。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、マンションの除却又は建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。マンションの除却又は建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

(7) 発注等の適正化

管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

(8) 良好な居住環境の維持及び向上

マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓

練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要である。

また、防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点からも、マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においても、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むとともに、マンション内で組織する自治会を設置するよう努めることが重要である。

一方、自治会及び町内会等（以下「自治会」という。）は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の用途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

（9）その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあつては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿、要援護者名簿等の管理方法等、個人情報の取り扱いにあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3 マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。

また、管理組合及びマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情報の提供に配慮する必要がある。

マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めるとともに、適切な維持管理を行うことが重要である。

専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

4 マンションの管理の適正化のための管理委託に関する事項

管理組合は、マンションの管理の主体は管理組合自身であることを認識したうえで、管理事務の全部又は一部を第三者に委託しようとする場合は、「マンション標準管理委託契約書」を参考に、その委託内容を十分に検討し、書面又は電磁的方法（管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の承諾を得た場合に限る。）をもって管理委託契約を締結することが重要である。

管理委託契約先を選定する場合には、管理組合の管理者等は、事前に必要な資料を収集し、マンションの区分所有者等にその情報を公開するとともに、マンション管理業者の行う説明会を活用し、適正な選定がなされるように努める必要がある。

管理委託契約先が選定されたときは、管理組合の管理者等は、説明会等を通じてマンションの区分所有者等に対し、当該契約内容を周知するとともに、マンション管理業者の行う管理事務の報告等を活用し、管理事務の適正化が図られるよう努める必要がある。

万一、マンション管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、管理組合は、当該マンション管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、マンション管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる必要がある。

法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準

法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

1 管理組合の運営

- (1) 管理者等が定められていること
- (2) 監事が選任されていること
- (3) 理事会が開催されており、議事録が作成され適正に保管されていること
- (4) 集会が年1回以上開催されており、議事録が作成され適正に保管されていること
- (5) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、区分所有者（組合員）名簿、居住者名簿、要援護者名簿等を備えており、1年に1回以上は内容の確認を行っていること
- (6) 名簿の取扱いに関する規定を定め、名簿を適正に管理組合が保管及び利用していること
- (7) マンションに係る設計図書、点検記録、届出書、修繕履歴等のマンションに関する図書を適正に保管していること
- (8) 建築物及び設備に係る法定の検査又は点検を実施するとともに、当該マンションを良好に維持管理するために必要な設備点検、清掃等を適切に実施していること

2 管理規約

- (1) 管理規約及び細則等が作成され適正に保管されていること
- (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
- (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること

3 管理組合の経理

- (1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
- (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
- (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること

4 長期修繕計画の作成及び見直し等

- (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること
- (2) 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること
- (3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること
- (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと

- (5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
- (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること

5 届出

東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例に基づく、マンションの管理状況等の届出を行っていること

6 危機管理体制の整備

- (1) 地震、火災等の災害への備え及びリスク管理を行っており、自主防災組織（災害対策基本法第2条の2第3号に規定する自主防災組織をいう。）の結成又は防災訓練の実施、防災資機材及び備蓄物資の整備、要援護者等の把握等を行っていること
- (2) マンションの状況及び環境に応じた必要な危機管理マニュアルが整備等されていること

7 コミュニティの形成

- (1) マンション内で組織する自治会を設置していること又は自治会の設置について計画していること若しくは当該マンションの所在する地域の町会・自治会等へ区分所有者及び居住者等が加入していること
- (2) 上記に該当しない場合は、マンション内でコミュニティが形成される活動を行っていること